

研究ノート

障害者問題における連続と不連続の狭間

山本 啓介

はじめに

何事にも、例外が有る。

日本の子どもに生まれれば、義務教育は付いて回る。その保護者には、子どもに普通教育を受けさせる義務が有る。子どもには、権利が付いて回る。そして、それにも例外が有った。就学義務の猶予・免除である。1979年の養護学校の義務化まで、それは例外としてではなく、重度障害の児童については、むしろそれが当たり前の様な状態であった。

一般原則の適用を受けないのが例外であり、一般との連続性を断ち切られたのが、例外である。様々ある障害者問題も、連続性を担保されないところから生じるものが多い。

1. 黒檀は例外

「浮石沈木」という言葉がある。「一般大衆の無責任な言論が、道理に反して威力をもつたとえ。水に沈むはずの石を浮かせ、水に浮くはずの木を沈める意から」（三省堂編修所、2013）とのこと。一般大衆の無責任な言論という部分については、書き換えを要求したいところではあるが、中国の故事によるものだ。石は水に沈み、木は水に浮くということについては、そう思われる筈だ。ところが、これに異論を挟む文を見付けた。

科学に携わる、或いは興味のある者の多くが持つ『理科年表』なる書物がある。国立天文台の編集（以前は、東京天文台の編纂）で、90年以上の歴史を持つ、信頼の厚い書である。「暦部」や「天文部」で天体の運行等について触れているし、「気象部」では、毎年の統計資料を掲載しているので「年表」となっているが、他の部分については、毎年幾つかの更新・改訂はなされるものの、そう大きく変わることは無い。平成30年版では、新元素ニホニウムが、正式の掲載となった。理研が発見したもので、命名前は、ウンウントリウム（113番目の意）と呼ばれていた元素だ。だから、物理定数等は、変わることも無く、名前が掲載された。

『理科年表』という1冊の本に、オフィシャルサイトが有る。その「徹底解説」のコーナーの「物理／化学部」に、物質の密度についての解説が有る。その中の、化合物についての下りに、以下の文がある。

「化合物になると、水以外で標準状態で存在する液体のほとんどは有機物だが、過酸化水素（1.442）やクロロホルム（1.489）などの特例を除いては、多くは水よりやや軽い。油が水に浮く理由である。木材となると、よく乾燥したものは0.5前後のものも多く、木

が水に浮くのは当然だといえる。とくに桐は確かに軽いと感じるが密度も 0.31 である。水に沈む重い木としては、こくたん (1.1~1.3) が例外として存在する。」(理科年表オフィシャルサイト)

こくたん(黒檀)は、水に沈むという。そして、これは例外だと。名前の通り、殆ど真っ黒で、重いだけではなく、非常に堅い。仏壇仏具や、ピアノの黒鍵、バイオリン等の指板、高級な拍子木等に使われている。高価な木材である。例外と言われて、頷ける様な気がする。

この文が依って立つのが、理科年表中の、この表 1 である(木材の部分抜き出している)。

「こくたん、竹、チーク、マホガニー」の値は、幅を持ったものとして示されている。そもそも木材とは、工業製品では無い。値に幅があるのが当然である。だから、1つの数値で示されているのは、統計処理の結果であろう。そして、黒檀のみが、密度が 1.1 から 1.3g/cm³ だと。確かに、例外に見える。ただ、マホガニーについても、場合によっては水に沈むことも有る訳だ。

2. 例外では無い黒檀

理科年表のいう「種々の物質」とは、単体では無いということで、単体については、別の表に 89 種が掲載にされている。種々の物質は、100 種が挙げられていて、その内の 13 種が木材である。当然だが、挙げられる数については、自ずと限りがある。

木材について、もっと調べてみた。

一般に、木材については、密度よりも、比重が示されることが多い様だ。密度は、g/cm³ という単位が付けられるが、比重には単位は無い。意味は違うが、数値だけ見れば同じである。表 2 に、247 種の木材の内、比重の大きな 13 種を示す。表 2 の「気乾比重」は、先の表 1 の「空气中で乾燥したもの」の比重の意味である。比重の大きな 13 種を挙げたと書いたが、理科年表の 13 種に倣った訳では無い。247 種の内の、比重が 1 以上の木材を挙げたのである。種類の数で、約 5.3% の木材が、水に沈むのである。

表 1. 種々の物質の密度
木材 空气中で乾燥したものの (単位:10³kg m⁻³ = g cm⁻³)

物質	密度 ρ
あかがし	0.85
きり	0.31
くり	0.60
けやき	0.70
こくたん	1.1-1.3
すぎ	0.40
竹	0.31-0.40
チーク	0.58-0.78
つが	0.53
ひのき	0.49
松	0.52
マホガニー	0.56-1.06
山ざくら	0.67

(出典：国立天文台、2017)

表 2. 木材 気乾比重

No.	物質	比重
235	アフリカンエボニー	1.03
236	グリーンハート	1.03
237	バルサモ	1.04
238	エボニー	1.06
239	ココボロ	1.09
240	ブラッドウッド	1.10
241	コクタン	1.16
242	セイロンエボニー	1.17
243	イベ	1.20
244	キングウッド	1.20
245	スネークウッド	1.22
246	リグナムバイタ	1.23
247	ブラジルウッド	1.24

(出典：エイダン・ウォーカー、2006)

筆者も、銘木の端材として購入した幾つかの比重を測定してみた。アフリカン・ブラック・ウッドは、実測値として1.33を得た。この材は、別名をグラナディラといい、クラリネットや、オーボエ等の木管楽器に使われたり、万年筆の軸に使われたりしている。もう1つの名を、アフリカンエボニーとする書物も有るが、それにしては、比重が離れている様だ。表2には、比重1.03として挙げられているが、別の資料では、1.02と記されているものもある。斯様に、木材の比重とは、はっきりしないものである。黒檀で言えば、筆者の実測値は、1.07、1.12、1.13、1.16、1.16、1.19、1.23であった。乾燥の状態は、流通経路(同じ所から取り寄せた)から考えて、同じだろうと思われる。

「木は水に浮く物である」と言った時に、「こくたんは例外である」と言えるのだが、例外が、5%を超えることになる。そもそもその前提が違っているのである。「木は水に浮くものも、沈むものもある」とすれば、これらの例外は解消する。「多くの木は水に浮くが、沈むものもある」とした方が丁寧か。より、正確だろう。

又、木材の性質の1つである比重を数値化する時に、別の問題も見えてくる。この表に挙げた、比重の大きい材は、それ程でも無かったのだが、比重の小さい材では、一般的な雰囲気の下で、時間の経過に伴って重さが変化することが有るのだ。気乾比重というが、乾燥の度合いが変化するのだろう。表2のような表にすれば、末尾1桁の数が1~3程度違ってくこともある。それでも、材のバラツキよりも小さいのかも知れない。

一方、軽石と呼ばれる火山噴出物の石は、水に浮かぶ。これとて、連続体の一部である。

3. フォレスト・ガンプのIQ

障害者を描いた映画は多い。中でも『フォレスト・ガンプ/一期一会』(日本公開1995、日本語字幕翻訳:戸田奈津子)は、古今の名作の1つだろう。幼い頃のフォレストは、「背骨がねじ曲がってる。政治家みたいにね。」ので、腰から両脚に装具を着けている。彼が、グリーンボウ郡のセントラルスクールに入学しようとした時に、校長は知能指数の表を見せて説明した。その表には、IQ130の少し下と、IQ80の少し上とで、色分けされており、上位、正常、下位と説明されていた。そして、IQ80の所に、赤線があり、受け入れ状況と書かれていた。「正常な子は、ここに居ます。フォレストは、この辺りなんです。州の決まりでは、知能指数が最低80無いと、普通の小学校には入れないのでね。特別な学校へ、入るしかありません。」フォレストのIQは、75だった。フォレストは、母親の努力によって、この線を掻い潜る。

以前の日本でも、同じ線が有った。当時の文部省は、その線を75に引き、厚生省は70に引いていた。その線は、知的障害の有無を分ける線だ。そして、「通常学級」か、「障害児学級」か、行先を隔てる線だ。もっと以前は、「普通学級」、「特殊学級」といっていた。筆者は就学指導委員として、幼稚園や保育園を何度も訪れ、対象の子どもと何度も触れあってきた。園の先生達とも、何度も話をした。家庭訪問もした。保護者と何度も話した。しかし、「判定会議」になると、幾ら意見を述べても、数字が出てきて振り分けられるという

ことが、多々有った。そうこうする内に、就学指導委員の委嘱が来なくなった。

もう1本の線は、50に引かれていた。軽度の障害と、中度以上の障害とを分ける線であり、「小学校」と「養護学校」（現在では「特別支援学校」）を分ける線である。養護学校教育の義務化以前は、学校へ行くことが出来るかどうかを分かつ線であった。

フォレストの母は、セントラルスクールに連れて行く時に、「あなたは、みんなと違うところなんて、無いのよ。ちゃんとママの言うこと、聞きなさい。あなたは、他のみんなとおんなじ。どこも違わないのよ。」と言っている。そして、校長がIQが75しかないと言った時には、「でも、人間はみんな違うものでしょ。」と言っている。これは、矛盾だろうか。現実世界で、同じ意味合いのことを言う保護者とは、何度も出会っている。これは、矛盾ではない。人間として、皆と同じであり、その人間は、元々多くの違いを含んだ存在であるのだ。映画の中に、はっきりとIQ80の線引きをして見せたのは、アメリカの教育制度への批判ではなからうか。

4. 先を見据える中での不連続

私達は、連続した時間を生きている。時間の中の連続体である。今を生き、今の自分に基づいて発達していく。今日の自分を土台として、明日の自分が作られる。教育は、今在る目の前の子どもの姿から出発すると言われる所以だ。

教育に於いて、先を見通すことも大切だ。障害児の場合には、就労が1つの節目となる。障害児だけでは無いが、健常者よりも、相当に難しいのが現状である。勢い、就労に必要な力を身に付ける為の訓練に力が入る。障害児には、より多くの教育の時間が必要だと言いつつ、より多くの訓練がなされる。ここに、今在る発達課題、発達要求との乖離が生まれる。先を見据えることで、今、現実在る発達課題と、教育内容とが、不連続になってしまう。3年後、5年後の自分を土台にして、明日の自分を作れと言われているのだ。それは、目標にはなっても、土台にはならない。

障害児教育に限らない。将来の医師の社会的役割を鑑みて、入試に於いて男女に不連続の点数を与える。曰く、女性は、医者になっても、早く辞めると。後付けで、他の理由も登場する。今しなければならぬ、優秀な医師の育成を忘れて。そのことは、町村合併によって「無医村は無くなった」と言っておきながら、働き方改革に於いて「医療の手薄な地域の医師の長時間勤務は容認する」というのと、同根である。2000時間/年とは、恐れ入る。

先のことで、今が規定されてしまう。その規定は、今の要求から生まれているものではない。そして、未来の要求にも繋がってはいない。

子どもは子どもであって、小さな大人なのではない。

250年以上前にこのことを唱えた人が居た。J.J.ルソー。1762年『エミール』でのこと。「子どもの発見」とも言われている。教育論であると同時に、発達段階論でもある。当時のフランスのブルジョワにとっては、幼くして古典の名作を暗唱することが、優れた教育だった。教会が、聖書を読む為に、読み書きを教えていた。子どもの発達段階とは関わらずに。

将来と連続している様で、実は、現在と分断され、不連続になっているのだ。塚本幼稚園（森友学園の幼稚園）で、毎日教育勅語が朗読されていたのは、教育勅語そのものの孕む問題を置いて、その教育が問題であることが判る。子どもの将来への連続性の保障も無く、過去からの連続を望むものである。これがまかり通れば、その内に、軍人勅諭を朗読させる様なことが起きて、通っていくのではなからうか。戦後の民主主義を標榜する教育運動の中では、有り得ないことだった。ただ、筆者の身近でも、小学校3年生以上の児童に、百人一首の対戦をさせている事例がある。百人一首の内容そのものに対しては、そう多くの批判は無からう。日本の誇るべき文化である。しかし、先の教育勅語の朗読と、方法論的には同様ではないか。

『エミール』では、道徳論に於いても、同様の批判を展開している。幼い子どもに、そんなことで道徳心の育つはずは無いと。道徳とは、教えるものでは無く、育むものだ。

5. スペクトラムの意味するもの

「自閉スペクトラム症」というのが、最近の呼称である。40年程前まで、「自閉症」と呼ばれ、以後似通った障害が見付かり、或いは報告され、含まれ、分類され、「高機能自閉症」、「アスペルガー症候群」、「広汎性発達障害」等々が語られる様になってきた。当初自閉症と言われていた、障害の重い種類は、「カナータイプ」と呼ばれる様にもなった。「自閉性障害」という言葉も使われた。やがて、「自閉症スペクトラム」という概念が紹介され、「自閉症スペクトラム障害」という言葉になった。そして、「自閉スペクトラム症」に至る。「障害」が「症」になったのは、日本精神神経学会により用語が変更されたということだ。同時に「学習障害（LD）」は「学習症」、「注意欠陥（如）多動性障害（ADHD）」は「注意欠陥（如）多動症」となった。とは言っても、まだまだこれで用語が統一されている訳も無い。ただ、これまで個別的に、別々のものとして捉えられていたのが、連続したものとして、統一的に捉えられる様になったということである。

背景として、以前の「国際障害分類」が改訂され、「国際生活機能分類」となる動きに連動している。これらは、文部科学省 HP、厚生労働省 HP に掲載されている。

捉え方が変わって、教育現場はどうなったのか。未だに、自閉症と聞けば視覚支援ですと、紋切り型の答が返ってくる人が多い様だ。そして、視覚支援といえば、カードですと。捉え方、或いは理解の仕方が、連続的なものになっても、指導はなかなか連続しないのだ。或いは、理解もそこまで進んでいないのではないか。

スペクトラム = スペクトルの代表は、虹だろう。これも、日本では7色ということになっている。虹の色は、決して7色では無く、連続したものだが、言葉で表現するには、限界がある。日本では、7色で折り合いを付けた訳だ。では、教育に7つの色が有るだろうか。小学校入学時に、就学猶予・免除か、特別支援学校か、通常学校の障害児学級（一般に「特別支援学級」と呼ばれているが、ここでは本来の役割を意識する為に、「障害児学級」と表記する。）か、通常学校の通常学級かへと振り分けられる。

最も大きな不連続は、教育を受けられるか否かという問題である。就学猶予・免除は、養

護学校教育の義務化を境に、非常に少なくなってきた。2006年時点での就学猶予・免除者数は2,665人で、その内、障害を理由とするものが81人である（文科省 Web ページ）。不登校による長期欠席者数の122,489人と比べれば、遥かに少ない。量的な問題としては、障害のある子どもを分けるというのは、既にナンセンスである。この81人を受け入れる教育の質の問題である。

残るのは、特別支援学校か、障害児学級か、通常学級の3つしか選択肢は無いのだ。自閉症1つ取って見ても、捉え方は柔軟になってきて、裾野は広がっているにも関わらず、受け手に当たるものは、連続していない。状況としては、すそ野が広がっただけ、むしろ難しくなっている。求められるのは、教育スペクトラムだ。

子どもの要求に応じた教育が、1つの学校で難しければ、2（多）重学籍を認めることも1つの方法だろう。必要に応じて、障害児学級で学び、特別支援学校にも通う。通常学級との交流は、当然のことである。或いは、通常学級を基礎集団としつつ、障害児学級や、特別支援学校にも学ぶ。このためには、学校が近くに無ければならない。もっと進めれば、それだけの機能を持った学校が必要なのだ。

以前「特別支援学校を無くせ」、「差別の元凶だ」という言葉を良く聞いた。今も有る。その前に、先に述べた、障害の有る子どもにもきちんと対応出来る学校を作る必要が有る。「子どもを学校に合わせるのではなく、学校を子どもに合わせるのだ」は、与謝の海養護学校設立の理念だが、其処此処に有る身近な学校にも、当然必要なことである。

更に、都合の良い連続を押しつけられることが多い。障害を理由にしたものではなく、外国人労働者の子どもや、帰国生徒で、日本語が使えなかったり、不登校であったり、ネグレクト等の事情を抱えたりする児童が、障害児学級に措置される例も多い。一見、困難を抱えた多くの子どもに合わせている様で、実は単に安上がりの、その場しのぎに過ぎない。都合の良い連続とは、誰にとっての都合なのか。当事者である子どもにとって、では無い。

6. 障害者でなくとも

バリアフリーが叫ばれて久しい。今となっては、少々古い言葉として捉えられる。障害者にとって、バリアとなるもの・ことを、無くしていこうという。ユニバーサルデザインは、障害者にとってのバリアは、健常者といわれる人々にとっても、無いほうが良いのだと。故に、障害の有無に関わらず、生活し易い様にと。教育の世界では、バリアフリーから、ノーマライゼーション、そしてインクルージョンへと。全てが、障害の有無に関わらず…という方向に向かっている様ではある。ただ、内実は、まだまだ先に触れた通りである。

バリアフリーを振り返れば、1994年の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（旧ハートビル法）」と前後して、三重県でも「ひまわり号」を何度か走らせている。JRや、近鉄で、貸切の臨時列車を仕立てて、車椅子利用者の団体旅行を行う。当事者より遥かに多くのボランティアを組織して、現地には仮設の障害

者用のトイレの用意もした。ただ、初回の下見では、JR 四日市駅の改札口が狭くて、車椅子が通れず、貨物用通路を通らねばならないことがわかった。貨物扱いだったのだ。しかも、改札の前にも段差が有り、ベニヤ板を渡したものだ。翌年其処には、緑色に塗られた手製のスロープが置かれていた。運動の成果の1号だった。改札口も、広がっていた。当時、「移動権」という言葉を使っていた。全国で、同様の運動が繰り広げられていて、2000年の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」の制定に繋がった。先の2法は、2006年「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に統合された。対象が「身体障害者」から「障害者」になった。「円滑に利用できる特定建築物の建築」と「公共交通機関を利用した移動」が「移動等」になった。法の上では、誰に対して、何を提供するのかということが、以前より連続したものになった。身体障害者から、障害者一般に広がったことで、例えば盲導犬等の補助犬を連れての移動や、店等に入るのは、多少気楽にはなったろうか。

逆行している様に思われるものもある。電車の駅では、以前の国鉄の駅では、ひらがなの表記・表示があった。最近の新しい駅では、グローバル化ということで、ローマ字の表示は有っても、ひらがなの表示は無かったりする。裾野が広まった分だけ、意識は薄まってしまったのか。漢字は苦手だが、ひらがななら、何とかなるといふ人にとって、困ったことだ。随分昔のことだが、無認可の作業所で、それまで教育を受けることが出来ずにきていた人達と、ひらがなの勉強をした。「これで、電車に乗れる」と、嬉しそうにしていた。これで、降りる駅が分かるのだ。車掌のアナウンスは、車内が騒がしいと、聞こえないことが多い。携帯電話の通話は元より、こちらを何とかして欲しいものだ。一緒に出掛けた。ずっと、窓の外を注視していた。当時、切符も窓口の対面販売だった。今並んでいる自動券売機は、余りに難しい。何故、何処が「自動」なのか、不思議である。筆者の知人は、タブレット端末で、模擬自動券売機を作って、授業でお出掛けの練習をしている。

その昔、鉄道が引かれた頃は、漢字の苦手な人が大勢いたのだろう。今は、少数である。それで、対応されなくなった所が多いのだ。しかし、非常に読み難い駅名も有る。

道を歩けば、川に橋が架かっている。橋には、名前が有る。右岸側と、左岸側の橋名板に表示が有るが、これが一方はひらがなであることが普通だ。これも、旅人のためのものだ。現在は、法律で決まっている様だ。

2006年12月、国連総会で、「障害者の権利に関する条約」、いわゆる「障害者権利条約」(略称)が採択された。この批准・締結には、国内法の整備が必要になった。

「障害者差別解消法」の成立と、「障害者雇用促進法」の改正が行われた。ここで登場したのが、「合理的配慮」である。

「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」

と定義されている。合理的かどうかは、負担に依って決まると。ここに、不連続が生まれる。2016年4月1日施行。その前から、多くの書店でコーナーが設けられた。「合理的配慮」とは、何なのか。どうすれば、負担を最小限に食い止められるのか。どういう条件ならば、配慮が不要になるのか。こう考えたのは、一部事業主だけでは無かった。筆者も、上司の口から聞いたのは、そういうことばかりだった。どこかの会で、その様な説明があった様だ。この時点で、この法の精神は既に死んでいる。「合理的配慮」を感じる。

格安航空会社が或る空港で、車椅子の乗客に対して、階段昇降の出来ない人は、搭乗出来ない。車椅子に乗った状態で担ぎ上げることも拒否。それで、自力でタラップを這い上がることになった。2017/06のことである。

このことが、ニュースで大きく報道され、事前に電話をしていなかったことが報道されると、Netは、大炎上した。「クレーマーだ」とか、「当たり屋だ」等とも言われていた。しかし、電話をしていたら、その場で搭乗を断っていたと、その航空会社も言っている。門前払いだ。そして、話題にすらならなかった筈だ。

2018/08になって、国交省は、航空各社に2018/10に支援設備の設置を義務付ける方針を決めた。このことによって、車椅子で航空機に搭乗出来るようにすることが、合理的配慮には含まれていなかったことが、はっきりした訳だ。言い方を変えよう。小さな空港では、車椅子の乗客に対応することは、「合理的」の範疇に入っていなかったと認め個別の問題として指導が入ったのである。

7. 官公庁による障害者雇用水増し

中央省庁、地方自治体等で、障害者雇用の水増しが発覚した。殆どが法定雇用率を満たしているとされていたところで、障害者を勝手に作り出していた所さえ有る。裸眼視力が0.1以下という基準なら、筆者も該当する。基準は、矯正視力で0.1以下である。うつ症状との自己申告をした人が、身体障害者扱いとなったり、不適切な算定が多く発覚した。恣意的であるとも感じさせられる内容である。

更に、本人に知らされないままに、障害者枠扱いになっていた場合も多いという。

特に、問題とされたのは、手帳の有無である。手帳が無いのに、障害者枠に入れられていることが、最大の問題と捉えられている様だ。手続き上は、そういうことである。しかし、手帳が有れば障害者で、手帳が無ければ健常者ということなのだろうか。障害があっても、手帳を所持していない人も多い。手帳を持つことが、単にレッテル貼りになってしまうと思う人は多いし、実際に、そういう場合もある。

又、職場での支援の必要性については、手帳の有無だけで決まるものではない。障害者を雇用するということは、障害に依って必要となる支援について、その職場が社会の一部として責任を持つということではないだろうか。社会の責任を率先せねばならない官公庁が、その意味を全く解していなかったということだ。「税金の払える障害者になろう」等と

いうキャンペーンが張られている中で、最も不適切な算入の数が多かったのが国税庁だというのは、何という皮肉だろうか。

8. Net 上の特殊な一般論

先のタラップ這い上がり事件でも明らかになったもう1つのことは、自分より弱い者、弱い立場にいる者に対する不寛容である。この事件を待つまでもなく、明らかではあった。この構造は、至る所に分断の階層を作る。社会の連続性が、崩されていく。

弱者に対する不寛容は、Net 上で醸成されることが多い様だ。現実世界では、出会うべくも無い人と、簡単に情報の交換が出来る。似通った考えを持つ者のコミュニティが形成される。その中で、交流を深めていくと、大変心地よい状態である。世の中全てが、自分と同じ様な考えを持っていると錯覚する。自分は、連続体の中心にいるのだと。周りは、仲間ばかりだと。其処で語られることが、一般論であり、常識であり、正義である。

このコミュニティが、世の中の少数派であるとは言わないが、多数派である確証も無い。しかし、其処から外れている者を、特殊な例と捉え、異常な者と見る傾向が有ると、自分の周りは皆仲間で、賛同者で、異常者に対する攻撃性は高まることになる。

世の中に対して、鬱憤を持つ者であれば、尚のことである。世界規模の出来事となっているが、距離的な隔たりは、今や問題にはならない。

所詮、Net であろうと、Web (クモの巣) であろうと、隙間の方が大きいのだ。

9. 違うとよく解らない…だから怖い

ずっと以前に、筆者の知人から聞いた話である。彼は、子どもを連れて電車に乗っていた。ベンチシートに掛けていると、車椅子に乗った人が乗車してきた。重度の脳性麻痺らしく、かなり強い拘縮変形が有ったという。その人を見た子どもが、泣き出したのだと。彼の子どもは、ただ単純に怖かったのだ。身体の歪んだ人が、彼の子どもにも何をした訳でも無い。そういった人から何かをされたという経験が有る訳でも無い。ただ、そういう存在に、これまで出会ったことが無かった。それだけのことだ。

自分と違う、或いは、自分を含めた周りと違う者は、良く理解出来ない。得体の知れない者である。何をするかも知れない。だから、怖い。

違う存在に対して、警戒し、逃げたり、隠れたり、攻撃したりするのは、太古よりそうすることで生き残ってきた人間の、基本的な行動だろう。しかし、何でもって違うと認識するかは、経験による。

10. 水に沈む子ども

最初の話に戻ろう。黒檀は水に沈む故、例外だと。しかし、黒檀も、連続体の一部だった。実は、極稀にはあるが、水に沈む人もいるという。骨太で、体脂肪の少ない人だと。力

を抜いて、楽にしていれば、人間は水に浮かぶものだと思っていた。それが、そうでは無いらしい。筆者は、小学校の教員をしていたが、最終的に浮かばない子どもは、見たことが無かった。比重が1以上の子どもには、力を抜いて、身体を伸ばしなさいとの指導では、ダメである。そこで、水泳は止めなさいと言うのではなく、別の指導が必要だろう。

例えば、命を守るためにと言って、立ち泳ぎを教える。最近では、タイムばかり競って、少なくなっている様ではあるが。立ち泳ぎでは、「巻き足」や、「踏み足」等の脚遣いで、頭を水面に出したままにする。1番重い頭を出しておくので、大変ではある。しかし、この脚の力が少し大きければ、水に沈むとはいっても、他の子どもと変わりはない。実際には、浮力の有る物を見付けて、上手く使うことが大切である。他の泳法でも、実は、泳ぐことに依って浮力を得ている部分もあるので、其処に力を入れることで、水に沈む子どもも、泳ぐことが出来るし、全く違った泳法を覚える必要も無いのだ。

実を言うと、アスリートには、多いという。要するに、体脂肪率が低く、筋肉が多いと。脂肪は、水よりも軽く ($0.9007\text{g}/\text{cm}^3$)、筋肉は水よりも重い (除脂肪組織の密度 $=1.100\text{g}/\text{cm}^3$) という話だ (タニタヘルスリンク)。赤ん坊は、水に入れると良く浮くそうである。

アスリートといわずとも、プールで伏し浮きをすると、脚から沈んでいく経験があるだろう。何故か。1番浮力に寄与しているのは、浮き袋の様な肺だ。肺に空気が無ければ、人体の比重は1.035だという (ナック Web ページ)。1番筋肉が多く、骨も太いのが脚だ。

水に沈む子どもより、水に沈む大人の方が多いのだ。運動に励んでいる大人の方が、水難事故に気を付けるべきだ。肺が水で満たされれば、殆どの人は水に沈む。

水に沈む子どもを、例外と言ってしまうと、大人の方が、もっと例外になって仕舞うだろう。そもそも、どちらが例外なのか。ただ、水に浮かばなかったとしても、それを障害と言われることは無い。誰しも、何等かの不連続を内包しつつも、社会との連続を保っている。社会との連続が危うくされた時、障害が生まれる。社会との不連続が、障害なのである。

【参考文献】

1. 三省堂編修所 (編) 2013 『新明解四字熟語辞典』 三省堂
2. https://www.rikanenpyo.jp/kaisetsu/buka/buka_001.html (理科年表オフィシャル)
3. 国立天文台編 2017 『理科年表 平成 30 年』 丸善出版
4. エイダン・ウォーカー編 乙須敏紀訳 2006 『世界木材図鑑』 産調出版
5. 貴島恒夫他 1962 『原色木材大図鑑』 保育社
6. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/032/siryu/06091306/002.htm (文部科学省)
7. <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/08/h0805-1.html> (厚生労働省)
8. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/013/023.htm (文部科学省)
9. <https://www.karadakarute.jp/tanita/kcloseup/kcup39.jsp> (タニタヘルスリンク)
10. <http://www.ecnac.jp/algo/white/0014.htm> (株式会社ナック タラソセラピー「白書」)